

キャリア教育の取組

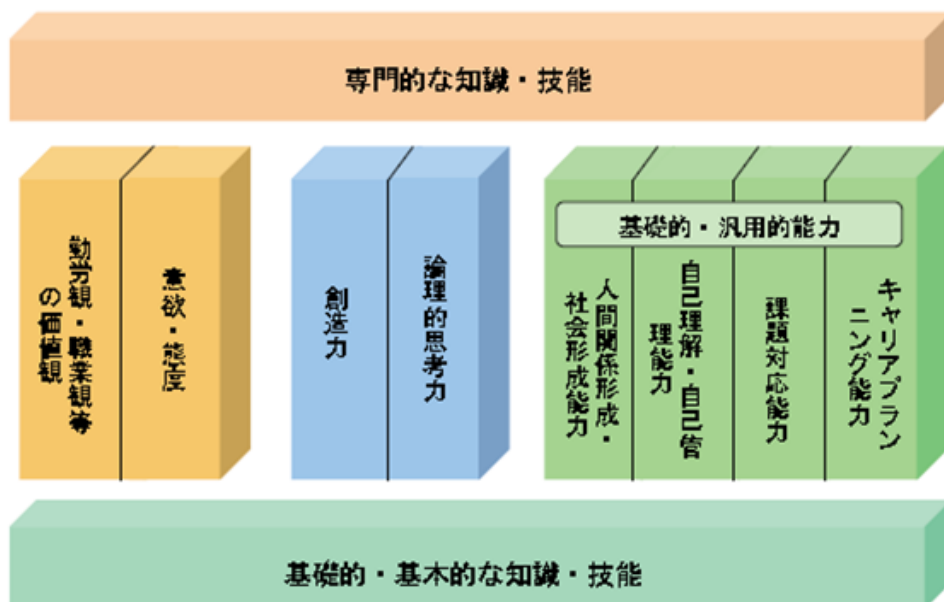
－ 文部科学省 「大学における教育内容等の改革状況について（調査）」より－

キャリア教育は、大学設置基準の第 42 条の 2 において「大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」と規定されています。

また、平成 23 年 1 月には中央教育審議会において「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が答申されており、後期中等教育修了までを基礎に、学校から社会・職業への移行を見据え、教育課程の内外での学習や活動を通じ、高等教育全般においてキャリア教育を充実することとされています。

キャリア教育は、学部及び大学全体として取り組むことが求められています。本学においては、各学科及びキャリアセンターの取組となります。

「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の要素



※参考 文部科学省中央教育審議会 2011年1月31日「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）より

キャリア教育として、具体的には、教育課程内又は教育課程外で、次のような取組を行うことが求められています（文部科学省「大学における教育内容等の改革状況（調査）」より）。

①教育課程内

- a 勤労観・職業観の育成を目的とした授業科目の開設
- b 今後の将来の設計を目的とした授業科目の開設
- c 社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目の開設
- d 労働者としての権利・義務等、労働法制上の知識の獲得・修得を目的とした授業科目の開設
- e インターンシップを取り入れた授業科目の開設
- f 資格取得・就職対策等を目的とした授業科目の開設

- g 企業関係者、OB、OG 等の講演等の実施
- h 教育課程を通じ、キャリアに関して身につけるべき知識や能力の明確化と到達度の評価
- i 女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育
- j 社会人等に対するリカレント教育を目的とした授業科目の開設

②教育課程外

- a 勤労観・職業観の育成を目的とした特別講義等の開設
- b 今後の将来の設計を目的とした特別講義等の開設
- c 社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした特別講義等の開設
- d 労働者としての権利・義務等、労働法制上の知識の獲得・修得を目的とした特別講義等の開設
- e インターンシップを取り入れた特別講義等の開設
- f 資格取得・就職対策等を目的とした特別講義等の開設
- g 企業関係者、OB、OG 等の講演等の実施
- h ポートフォリオや学修記録等の活用による、キャリアに関する情報集約や目標設定等の実施
- i 学生のキャリア形成を支援するための助言者の配置や相談体制の整備
- j キャリアデザインの意識づけ等を目的とした、大学入学前後のガイダンス
- k 卒業生の女性による講演会等、男女共同参画の視点を踏まえた特別講義等の開設
- l 社会人等に対するリカレント教育を目的とした特別講義等の開設（公開講座や、履修証明プログラム等によるものも含まれます）